

## 春日井市ふれあい教育セミナー補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、家庭教育力及び地域教育力の向上に資するため、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小規模認可保育所、小学校及び中学校（以下「園及び学校等」という。）に通う子とその保護者等が家庭教育の意義と役割等を学び、社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むことを目的に講座等の事業を実施するふれあい教育セミナー委員会（以下「委員会」という。）に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、園及び学校等に事務局を置く委員会が前条に規定する目的のために行う次に掲げる事業とする。

- (1) 家庭教育又は地域教育について学ぶ講座、講演会等
- (2) 園及び学校等と保護者若しくは地域住民との交流又は保護者相互の交流の場を設け、連携、協力及び情報交換を図るもの
- (3) 保護者又は地域住民が子どもの心と体の健康の維持増進又は日常生活の安全向上について学ぶ講座、講習会等
- (4) 子どもと保護者又は地域住民とのふれあいの場を設けるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 委員会は、前項第1号に掲げる事業を1回以上開催しなければならない。

3 委員会は、補助事業の実施に当たり、より多くの人に参加できるよう配慮し、当該年度に3回以上開催しなければならない。

4 市は、補助事業の実施に当たり、委員会に対し講師情報の提供等の支援を行うものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、前条に掲げる事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

| 経費の区分        |       | 内 容                                                                                                         |
|--------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 報償費      |       | 講師、指導者及び助手等に対する謝礼等。ただし、園及び学校等の職員を講師、指導者、助手等とする補助事業で、その者が園及び学校等の業務に従事する勤務時間中に開催するものに係る当該講師、指導者、助手等に対する謝礼を除く。 |
| (2) 旅費       |       | 講師との連絡調整や会議に出席する際の旅費等で、1人1回につき500円を限度とする。                                                                   |
| (3) 需用費      | 消耗品費  | 補助事業の開催に必要となる消耗品等の購入費用で、補助事業の開催1回につき5,000円を限度とする。ただし、受講者が負担すべき教材及び材料等の費用を除く。                                |
|              | 印刷製本費 | チラシなどの印刷費用                                                                                                  |
|              | 食糧費   | 講師、指導者及び助手等に対する飲料代                                                                                          |
| (4) 役務費      | 通信運搬料 | 講師、参加者との連絡のための郵便料、電話通信料等                                                                                    |
|              | 手数料   | 検便の検査料等                                                                                                     |
|              | 保険料   | 傷害や物損などに対応するための保険費用                                                                                         |
| (5) 使用料及び賃借料 |       | 講座を開催するための会場や機材等の借り上げ費用等                                                                                    |

2 補助事業を複数の委員会が共同で行った場合に係る経費は、当該事業を主導する委員会の経費とする。ただし、当該委員会が単独で実施する事業を含めた事業経費が限度額を超える場合は、当該事業を開催する委員会で申請額の配分を協議し、決定できるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1年度につき100,000円を限度とする。

(申請手続)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の5月31日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号の規定により、補助金等交付申請書に添付すべき書類は、委員会に係る役員名簿とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、委員会の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第8条第1項の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額が変わらない範囲の変更とする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 実施報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 支出の明細が確認できる領収書等
- (5) 事業の実施が確認できる写真等

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(春日井市ふれあい教育セミナー事業実施要綱の廃止)

- 2 春日井市ふれあい教育セミナー事業実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のこの要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に申請手続を行う委員会に係るものから適用し、同日前に補助金の交付決定通知を受けた委員会に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。